

別紙様式第二の二

〇〇〇告示第 号

〇〇川水系に係る指定区間(外)の一級河川。〇川について、河川法施行法(昭和三十九年法律第一六八号)第三条の指定により河川法(昭和三十九年法律第一六七号)の規定による河川区域とみなされる区域のうち、次の図面の〇色で着色した部分の区域について、河川区域を廃止する。

図面は、〇〇〇及び〇〇〇に備え置いて縦覧に供する。

昭和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇

(図面省略)

(備考)

図面の縦覧場所は、地方建設局(北海道開発局)とその事務所又は各都道府県庁とその事務所とすること。